大和市告示第１７１号

大和市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年１０月３０日

大和市長　古谷田　　力

大和市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の一部を改正する要綱

大和市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和３年大和市告示第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「（以下「宣誓要件」という。）」を削る。

第５条中「第１３条第２項の規定による協定を締結した」を「パートナーシップの宣誓について本市が連携する」に改め、「地方公共団体」の次に「（第１３条第２項の規定による必要な措置が講じられたものに限る。）」を加え、「その他」を削る。

第７条第１項中「除く。）」の次に「を」を加える。

第１０条第１項第２号中「及び」を「、及び」に、「との協定に基づく」を「に対して」に改める。

第１１条第３号中「の」の次に「いずれかの」を加える。

第１３条第２項中「協定を締結する」を「、地方公共団体間の連携のために設置された合議体への加入、協定の締結その他必要な措置を講ずる」に改め、同条に次の１項を加える。

３　市長は、第５条の規定による申出書の提出を受けて受領証等の交付を行ったときは、当該受領証交付済者の同意を得た上で、本市への転入前に当該受領証交付済者が居住していた連携団体に通知するものとする。

附　則

この要綱は、公表の日から施行する。